

仙台市温室効果ガス削減設備導入支援補助金交付要綱

(令和2年4月24日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例12号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、中小企業者等が省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) リース事業者 次条に定める設備の貸渡しを業とする者をいう。
- (4) ファイナンスリース リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であって、賃借人が、リースの対象となる設備からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リースの対象となる設備の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
- (5) 所有権移転ファイナンスリース取引 ファイナンスリースのうち、リース契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる設備の所有権が賃借人に移転すると認められるものをいう。
- (6) 再リース 当初のリース期間満了後も再度リース契約を行うことをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる設備とする。

(省エネルギー設備)

- (1) 高効率照明
- (2) 高効率空調設備
- (3) 業務用給湯器
- (4) 冷凍冷蔵設備
- (5) 高効率変圧器
- (6) 高性能ボイラ

- (7) 産業用モータ
(再生可能エネルギー利用設備)
- (8) バイオマス利用設備
- (9) 太陽熱利用設備（自然循環型）
- (10) 太陽熱利用設備（強制循環型）
- (11) 地中熱利用設備

2 補助対象設備の補助要件は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者又は次の要件を満たす者に補助対象設備の貸渡しをしようとするリース事業者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和31年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業者により構成された事業協同組合若しくは協業組合、医療法人、社会福祉法人、学校法人（以下「中小企業者等」という。）又は現在事業を営んでいない個人であってこれから事業を開始しようとする者（以下「新規創業者」という。）であること
 - (2) 市内に事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という。）を設置している、又は新たに設置しようとする者であること
 - (3) 条例第10条第1項又は第15条第1項の規定に基づく事業者温室効果ガス削減計画書を市長へ提出していること
 - (4) 新規創業者の場合にあつては、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定による本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること
 - (5) 個人事業主又は新規創業者の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと
 - (6) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (7) 暴力団等と関係を有していないこと
 - (8) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと
 - (9) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- 2 この補助金の交付を受けることができるリース事業者は、前項に加え次の要件を満たす者とする。
- (1) 個人事業主の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと
 - (2) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (3) 暴力団等と関係を有していないこと
 - (4) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第5条 前条第1項第5号及び第6号(申請者がリース事業者の場合を除く。)、第2項第1号及び第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。但し、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

2 申請者がリース事業者の場合、前条第1項第5号及び第6号に規定する要件は、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)により確認するものとする。

(市税の取扱い)

第6条 第4条第1項第5号及び第2項第1号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)及び事業所税とする。

2 第4条第1項第6号及び第2項第2号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第7条 この補助金の交付対象となる事業は、市内の事業所等に補助対象設備を導入する事業であって、次の要件に適合するものとする。

(1) 第4条第1項第3号の事業者温室効果ガス削減計画書に基づき補助対象設備を導入する事業であること

(2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること

(3) 補助対象設備が未使用品であること

2 交付対象者がリース事業者の場合にあつては、前項に加え次の要件に適合するものとする。

(1) 補助金相当分が賃借人に対するリース料金から控除されるものであること

(2) 補助対象設備について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を講ずること。また、リース期間が当該期間より短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、当該期間満了まで継続的に使用することを担保すること

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費であつて、別表第2に掲げるものとする。ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金を交付される場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助事業に着手する前かつ補助事業を実施する年度の12月24日までに、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 見積書の写し
- (4) 申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書(交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの。また、リース事業者の場合は、リース事業者及び賃借人のもの)、個人事業主の場合にあつては開業等届出書及び住民票(交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの)、新規創業者の場合にあつては住民票(交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの)
- (5) 事業所等の所有者を示す登記事項証明書(交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの)
- (6) 申請者(申請者がリース事業者の場合は、その賃借人)の他に所有者がいる場合は、賃貸契約書の写し及びすべての所有者から補助事業に係る同意書(様式第4号)
- (7) 暴力団員に該当しないことの誓約書(申請者がリース事業者の場合は、リース事業者及び賃借人のもの)(様式第5号)
- (8) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類
- (9) 補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等(様式第6号)
- (10) 申請者が新規創業者にあつては、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の写し
- (11) 申請者がリース事業者にあつては、貸与料金の算定根拠明細書(様式第7号)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第11条 市長は、申請を受理してから30日以内に補助金の交付の可否及び補助金の額

を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第8号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（交付の条件）

第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助対象設備を変更する場合を除く。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、補助金事業変更承認申請書（様式第10号）により行うものとする。ただし、補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第11号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第12号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過する日までに補助金交付申請取下書（様式第13号）により行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金事業実績報告書（様式第14号）に次の書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第15号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (4) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真等（様式第16号）
- (5) 申請者が中小企業者等であって、新たに設置する事業所等に補助対象設備を導入する場合は、事業所等の設置を確認できる書類

- (6) 申請者が新規創業者の場合にあつては、開業を確認できる書類
- (7) 申請者がリース事業者の場合にあつては、補助対象設備の賃借契約書の写し
- (8) 本市以外の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定・確定通知などの写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第17号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第18号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第18条 補助金の交付を受けた者は、条例第10条に定める計画期間内において、事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第19号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると思込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(契約解除の制限)

- 第22条 補助事業者は、ファイナンスリースに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した補助金契約解除承認申請書(様式第20号)を、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

- 第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数が経過するまでの期間保存しておかなければならない。

(委任)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月24日から実施する。

附則（令和3年3月29日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和3年5月21日改正）

この改正は、令和3年5月21日から実施する。

附則（令和4年3月31日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附則（令和5年3月31日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附則（令和6年3月27日改正）

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附則（令和7年3月27日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 補助対象設備の補助要件（第3条関係）

区分	補助対象設備	補助要件
省エネルギー設備	高効率照明	<p>既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）もしくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。ただし、ランプのみの導入及び交換は除く。</p> <p>なお、上記更新に併せて照明制御機器（人感センサー、明るさセンサー、スケジュールタイマー等の省エネルギー化を目的に導入されるものに限る。）を導入する場合は高効率照明の一部とすることができる。</p>
	高効率空調設備	<p>既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。なお、上記更新に併せて全熱交換型換気設備（熱交換率40%以上）を導入する場合は高効率空調設備の一部とすることができる。</p>
	業務用給湯器	<p>既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
	冷凍冷蔵設備	<p>既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
	高効率変圧器	<p>既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を</p>

		有すると認められる設備に限る。
	高性能ボイラ	既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、ボイラ効率 95%以上（低位発熱量基準）である設備に限る。
	産業用モータ	既存設備を更新する場合（建て替えに伴うものを除く）又は新たに設置する事業所等に導入する場合であって、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
再生可能エネルギー利用設備	バイオマス利用設備	バイオマス専焼の設備であること（バイオマスボイラを含む。ただし、バイオマス発電設備にあつては、自家消費型（国の固定価格買取制度の認定を受けていないもの）に限る）。
	太陽熱利用設備（自然循環型）	集熱器（集熱パネル）と蓄熱槽（貯湯槽）の間を自然循環作用によって熱輸送を行うもの
	太陽熱利用設備（強制循環型）	集熱器（集熱パネル）と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行うもの
	地中熱利用設備	地中の熱（冷熱含む）を熱源として、ヒートポンプにより冷暖房又は給湯に利用すること

別表第 2 補助対象経費（第 8 条関係）

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費（自己によるものは除く。）
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付け等に要する経費や既存設備の撤去、配管、配電等の工事に要する経費（自己によるものは除く。また、廃棄処分に係る経費は除く。）

備考 消費税及び地方消費税相当額は、含まないものとする。

別表第3 補助金の額（第9条関係）

区分	補助対象設備	補助金の額
省エネルギー設備	高効率照明	補助率：補助対象経費の1/5以内 補助上限：100万円
	高効率空調設備	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	業務用給湯器	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	冷凍冷蔵設備	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	高効率変圧器	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	高性能ボイラ	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	産業用モータ	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
再生可能エネルギー利用設備	バイオマス利用設備	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限：100万円
	太陽熱利用設備 （自然循環型）	補助率：補助対象経費の1/10以内 補助上限：3万円
	太陽熱利用設備 （強制循環型）	補助率：補助対象経費の1/10以内 補助上限：9万円
	地中熱利用設備	補助率：補助対象経費の1/5以内 補助上限：50万円